

(1)

## 田村市農業委員会だより



第7号

平成31年3月発行

～編集・発行～

田村市農業委員会  
(情報活動部会)

〒963-4393

田村市船引町船引字  
畑添76-2

電話 0247-81-1216

FAX 0247-81-1210



平成30年度県下農業委員会大会(会場:福島市ハルセいいばか)



農地パトロール事前調査



情報活動部会会議



農地パトロールの実施

ごあいさつ

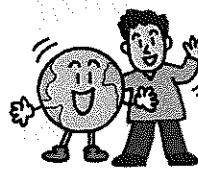
田村市農業委員会  
会長 村上 好徳

日頃より本市農業委員会の業務活動に  
対しまして、格別のご理解とご協力を賜  
り厚く御礼申し上げます。

昨今の地域農業を取り巻く情勢は、農  
業従事者の高齢化などで耕作放棄地の増  
加が課題となつております。農業委員会によ  
る非農地判定によって守るべき農地を明  
確化し、農地利用の最適化に努める必要  
があります。本委員会においては、毎月一  
回一農家以上を訪問し、農政情報の提供  
や相談活動を行うことや、担い手への農  
地等の利用の集積・集約化、遊休農地の  
発生防止・解消・新規参入の促進など農  
地利用の最適化を積極的に推進してまい  
ります。また、農家の皆様が安心して農  
業を続けられるよう、皆様のご協力を得  
ながら、認定農業者など担い手への農地  
集積をはじめ、地域農業の活性化に向け  
た現場活動を充実させていくことが重要  
と考えております。

結びに農地利用の最適化の推進を適正  
に遂行するため、地域農業の課題や農  
業者の声を組み上げ、委員一同総力を上  
げて、地域農業の諸活動を展開し、田村  
市の農林業振興のため活動してまいりま  
すので、今後とも皆様のご支援とご協力  
を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ

## 農地パトロール



毎年9月～10月は、農地パトロール月間です。

平成30年度の農地パトロールは9月21日から9月27日にかけて行いました。市内の全農地を対象に、遊休農地の実態の把握と発生防止と解消、農地の違反転用発生防止と解消について重点的に取り組んでおります。期間中市内を8班に分けて、各担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員がパトロールを行いました。農地の利用状況については、山林に接した農地や、大型機械が入れないところがかなり増えており、荒廃農地や大型機械での作業がしにくい場所、急勾配・狭小農地などは荒廃・遊休化が進行しているように見受けられました。

また、平成29年9月から平成30年8月までに農地法の許可を受けたもののうち、3条許可後の農地の耕作状況は特に問題ありませんでしたが、4・5条許可に係る転用の進捗状況は、概ね計画通り進行しているものの、一部に未着工が見受けられました。

### 遊休農地に進む要因

○農業者の高齢化

○後継者不足

※遊休農地になってしまうと…

☆雑草・害虫の増加

☆周辺農地へ悪影響

☆不法投棄(ゴミ)の増加



### 《今後の対応》



- ・農地の有効活用
- ・中間管理機構への登録
- ・担い手・受委託の活用など

☆☆ みんなの  
所有農地の管理状況はどうですか？☆☆



### ◎現況確認証明（非農地証明）について

現況確認証明（非農地証明）とは、土地登記簿上の地目が農地（田・畠等）でその現状が農地以外の土地になっているものであって、一定の条件を満たしている場合、農地でないもの（非農地）として認定し、証明することです。

#### (1) 証明の基準について

現状の土地の利用状況、非農地化してからの年数等を考慮し、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と現地確認をする事になります。  
(申請の受付については、毎月1日～5日)

#### (2) 手続きについて

下記一覧表に基づき申請書を提出して下さい。

※土日祝祭日は除く。  
※5日が土日祝祭日の場合は次の開庁日まで受付

提出書類	提出部数	備考
申請書	2	
位置図(案内図)	2	申請地図示
土地登記簿謄本	1	法務局発行(3ヶ月以内のもの)
公図の写し	1	
現況写真	1	撮影方向にて数枚
非農地化した経過を示す資料	(1)	場合により取得を依頼します
継承関係を確認できる資料	(1)	証明申請者が継承人の場合



## ～農業者の声を市政へ～ 《田村市農地等利用最適化の推進施策に関する意見について》



昨年10月15日、村上会長（中央）と吉田会長職務代理者（左側）が本田市長へ意見書を提出しました。

### 《要望内容》

1. 担い手への農地利用の集積、集約化について
2. 遊休農地の発生防止・解消について
3. 新規参入の促進
4. 農業の担い手・後継者対策について
5. 有害鳥獣対策について

### フレッシュ アグリ サラリーマンから農業へ

▲マルシェ販売にて

船引町芦沢  
山口 秀怜さん

頑張ってます!  
未来へ!  
若い担い手!

新規就農で1年目の山口秀怜（ひでさと）さんは大学卒業後に山形県内で会社勤務をしておりましたが、地元に戻る事を長年考えていました。特に東日本大震災以降、「ふるさとに対する思いが大きくなつた」との秀怜さん。もともと祖父母がビーマンやナスを作り、さらに養蚕を営んでいたこともあり小さい頃から農業は身近なものでした。祖父母が農業をやめてから、そのまま家に残った資材やバイブハウスを将来的に何か活用できないかと考えていた秀怜さん。

この資材で生産・加工・販売を見据えたニンニク生産を目指しながらブランドを立ち上げ、県内はもちろん県外にも販路拡大をしたい」と笑顔で話してくれました。

## 田村市農業委員会研修会 ~農業委員と推進委員の合同研修会~

昨年、6月に農業委員会主催による改選後、最初の研修会が開催されました。講演テーマとしては・・・

①…「集落営農の推進と人・農地プランの取組について」

福島県県中農林事務所 田村農業普及所

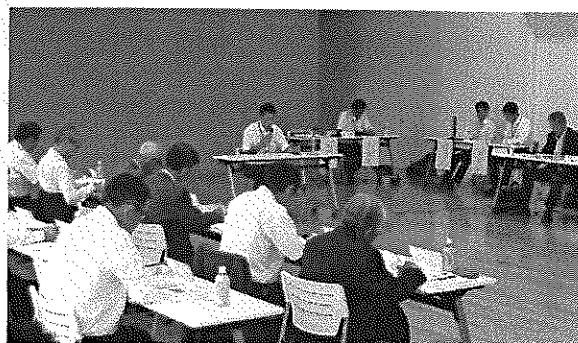
地域農業推進課 主査 佐久間 祐樹氏

②…「農地中間管理事業と農業委員及び

農地利用最適化推進委員の連携について」

財団法人福島県農業振興公社

田村推進拠点マネージャー 吉成 一郎氏  
両氏の貴重な講演をいただき、各委員が熱心に聴きました。また、終了後遊休農地（A分類とB分類判断）の現地研修として実際の農地に移動し、目視で研修しました。



熱心に講師の講演を聴く各委員

**全国農業新聞**

農業情報を分かりやすくお伝えします。  
人づくり、経営づくり、に役立ちます。

毎週金曜日発行  
購読料1ヶ月700円(送料込)

※購読のお申し込みは、お近くの農業委員または、農業委員会事務局まで

**ありがとうございます**

### ◎「平成30年7月豪雨災害義援金について」

昨年6月末からの台風7号及び梅雨前線による豪雨において被災された皆様には心からお舞い申し上げます。被災農業者支援として、田村市農業委員会より全国農業会議所を通じ義援金39,000円を送りました。

### 農業者年金で老後の生活を安心サポート!

#### ○加入要件

- ①20歳以上60歳未満
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)に該当する人



#### ○保険料額は自由に決められます。

【通常加入】月額20,000円~67,000円まで千円単位で加入後はいつでも見直すことができます。

#### ○終身年金で80歳まで保証付きです。

#### ○税制面で優遇措置があります。

#### ○一定の要件を満たす農業者(認定農業者等)には、保険料の国庫補助があります。

#### 農業委員会では…

- ・農地を農地以外で活用する
- ・農地の権利を移動する
- ・農地を相続した
- ・農地に土盛りをしたい

詳しくは、  
田村市農業委員会81-1216まで



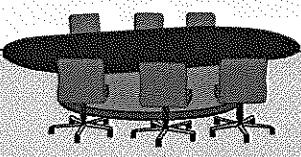
こんな時は、許可や届け出が必要になります。  
まずは、お電話でご相談ください。



☆農地法にかかる許可申請提出期限は毎月1日から5日です。

※土日祝祭日は除きます。

※5日が土日祝祭日の場合は次の開庁日まで受付。

	<p>委 職務代理員 部 会長 田 村 市 農 業 委 員 会 情 報 活 動 部 会 佐 伊 斎 松 渡 石 松 安 白 先 佐 藤 藤 藤 藤 本 辺 井 本 藤 岩 崎 藤 田 博 洋 堅 正 裕 末 幸 保 伸 治 之 実 一 人 治 男 一 彦 夫 (会長)</p>
---	--

**編集後記**

農業情勢が目まぐるしく変化する中、農業委員会の役割が一層重視されます。このため、農地についてのご相談は、各地の農業委員・推進委員に気軽に声をかけていただき、個人ではなく地域の問題として皆様の意見を参考にしながら問題解決に繋げていきたと思います。さて、耕起・代かき作業など春の農繁期が始まります。道路安全走行、農業機械の安全操作について、農作業事故を未然に防ぎましょう。これらからも様々な情報を発信してまいります。皆さんも様々な情報を届けられるよう、お問い合わせください。